

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十三号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 木野 晴夫君

理事 佐々木秀世君

理事 辻 寛一君

理事 登坂重次郎君

理事 古屋 亨君

理事 井上 泉君

理事 河上 民雄君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

出席政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 秋吉 良雄君

計官 専 門 員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出第七八号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案、及び内閣提出にかかる昭和四十二年度

における地方財政の特別措置に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

さきに自治大臣から両案の提案理由の説明を聴取いたしました。この際、細郷財政局長から補足説明のため発言を求められておりますので、これを許します。細郷財政局長。

○細郷政府委員 最初に、地方交付税法の一部を改正する法律案について補足説明をさせていただきます。資料の、地方交付税法の一部を改正する法律案関係資料というところの三番目の青い紙のところに改正法律案が載っておりますが、便宜それで御説明させていただきます。

最初は、第十二条の第一項の規定の改正でございます。十二条の第一項は、御承知のように、経費の種類、測定単位について定められた規定でございます。それにつきまして今回一部を改正いたしております。考え方、現在の動態的な経費の算定を従来より、より効率的にしたいというような考

え方によりまして、たとえば「道路橋きょう費」を一つの費目にまとめました。そのほか、その他の土木費の中の測定単位を整理いたしまして、従来の土木費のうち面積分で算定をしておりました砂防関係費は河川費のほうへ算入するようになり直しました。また、土地区画整理事業につきましては、その他の土木費の人口において算入するように改めた、こういうふうな統合をいたしております。一ページから二ページへかけまして、府県分についてのいま申し上げたことがそれぞれ改められております。

それから二ページの中ごろから市町村についての改正でございます。「道路橋りょう費」を一つにすることは府県分と同じでございますが、市町村におきまして新たに「下水道費」という費目を起こしました。従来「都市計画費」の一部あるいは「清掃費」の一部に入っておったのでございます

すが、下水道事業の都市計画上の地位の重要性にかんがみまして、今回「下水道費」というのを新たに新設をいたしております。

それから第十二条の第二項は測定単位の数値の算定について定めておる規定でございますが、それにつきましては、ただいま申し上げました測定単位の変更並びに下水道費について「人口集中地区人口」というものを新たに加えましたので、それについての規定をつけ加えております。「人口集中地区人口」は、御承知のように国勢調査におきます調査単位ごとの密度の高いところについて特に調べられた人口ということでございます。

それから第十三条につきましては補正係数につきましては定めておる規定でございますが、その第三号について、これは従来補正係数の規定でございますが、これを改めました。これは従来種別補正とかあるいは密度補正あるいは特別補正といふような方法によつて投資の経費についての算定をいたしておたのでございますが、今回それらを合理化かつ簡素化する意味で、投資態補正といふものに取りまとめることになりました。それに応じて、その根拠となります規定を改めたものでございます。

それから第十三条の五項は、補正の種類についての規定でございますが、いま申し上げました投資態補正の新設等に伴いまして、費目ごとに補正の種類を整理、合理化をいたしたのでございます。四ページ、五ページが道府県分の現在の適用になつておるものでございますが、それを五ページから六ページにかけてのよう改めております。

たとえば二、三申し上げますと、道路費の道路の延長で、従来種別補正、密度補正とございましたものを、それを今回は改めまして、延長分からはそのものを除くというような方法によつておるものでございます。

それから七ページから八ページにかけましては、同様市町村分についての補正の種類の規定の改正をいたしております。これにつきましても、従来の補正の種類の合理化、統合をはかつております。

それから一〇ページでございますが、市町村の徴税費の算定につきまして、市町村間に税収入の格差が生じたことによりまして、従来方式ではどうも的確な算定ができません。(「ページが違ひぞ」)「一七だろ、段階補正だろ」と呼ぶ者あり)「ページが違ひますか。これはどうもたいへん失礼いたしました。法律改正案の第十三条第五項の最後のところでございます。第十四条の改正規定のすぐ前でございます。徴税費について新たに段階補正を加えて適正な算定をいたしたい、こういうふうな改めようとするものでございます。

それから第十四条第二項というのは、規定の整備でございます。それから別表で、御承知のように単位費用の額が別表で定められておりますので、これを今回、給与の改正でありますとか、あるいは生活保護基準の改定でありますとか、あるいは投資的経費の算入といったような意味で、それぞれ単位費用を改定いたしております。法の形式上、別表全体を取りかえておりますが、災害復旧費とかあるいは特定債の償還費といったようなものにつきましては従来と同じでございます。その他はほとんど全部少しづつ変わっております。

それからあと附則でございますが、公営企業金融公庫法の附則、市町村における草地改良事業を新たに基準財政需要額に算入することに關連して、公庫の融資対象に草地改良事業を加える。

それから後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律で、過去三カ年の年度をとります際に、昨年、昭和四十一年度

第一類第二号 地方行政委員会 議 録 第十三号

昭和四十二年五月二十三日

は特別事業債がございましたために、財政需要額が普通の年と違つた姿で出ております。縮小されて出ておりますので、その年度を除くことによつて、過去三年の平均が適正なものになるといふうに、法の規定を改めたものでございます。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の内容でございます。

次に、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の内容について、補足説明をさせていただきます。

第一条は、ここにありますが趣旨を言いたものであります。

第二条で百二十億の総額を定めました。内訳を第一種交付金九十五億、第二種交付金二十五億と、それぞれ区分をいたしております。第一種交付金の九十五億につきましては、普通交付税と合わせて算定することといたしております。交付事務の便宜上、都道府県に全部渡します。それから第二種交付金は、市町村及び特別区に対して交付することといたしております。

第三条、第四条がそれぞれその算定の方法でございますが、第三条は、第一種交付金の算定にあつては都道府県の財源不足額に案分をする。それから第二種交付金につきましては、四月一日現在におきます市町村、特別区が管理する道路法の市町村道、これに案分をする、こういう考え方でございます。

それから第五条は、第一種交付金を交付税と合わせて算定をいたしますために、交付税の特例をここに技術的に規定をいたしたものでございす。その第二項におきまして、特別事業債償還費という財政需要を立てるようにならしてあります。また、市町村分につきましては、市町村の道路、橋梁費に、財政需要算定の基礎となる単位費用の特例を定める、こういうふうにならしてあります。

それからあとそれぞれ規定の整備でございます。それから附則にいきまして、産炭地域振興臨時

措置法、それから新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、これにつきましては、いまそれぞれ申し上げました第二種交付金を基準財政収入額の収入見込みに加えることに伴う規定の整備でございます。

〇亀山委員長 これより両案の質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを順次許します。河上民雄君。

〇河上委員 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして若干の質問をいたしたいと思ふのであります。自治省並びに大蔵省の責任ある御答弁をお願いいたします。

〇亀山委員長 まだ大蔵省の政府委員は来ておりませんから、呼びますけれども、それまでひとつ自治省への御質問をお願いいたします。

〇河上委員 それでは自治省の御答弁をいただくことにいたしまして、大蔵省のことはまたあとでお願いいたします。

私は、国会に議席を置きましてまだ日が浅くて、これまでやってまいりましたことも、地方財政とは少し違つたところがございますので、全くいわれる専門家ではございませんので、私の質問の中には、専門家の方からごらんになりますならば、的確な点もあるかと思ひます。その点については、一市民として非常に素朴に感ずる点を申し上げてみたいと思ひます。ごさいます。あまり専門的な点、技術的な点にはまり込んでしまつたために、かえつて見落とされるような点をつくようなこともあるかと思ひますので、そのようなおつもりで御答弁願ひたいと思ひます。

第一に、はなはだ基本的なことをごさいますけれども、私の二カ月あまり伺つておきまして、

地方財政の仕組み、地方財政制度というものが部分的には非常に精緻をきわめておきまして、また合理的であるように見えるのであります。けれども、はたして全体としてそれだけの合理性を持つて、はなはだわからぬものでございす。その実、最近の経済社会情勢の変化に伴つて、あまりにも精緻であり合理的であり過ぎるために、かえつて身動きならぬ状態に迫られておるという面があるのではないかと、こんなふうに疑問を感じておるものでございす。ことに練達の専門家である方々には非常に敬意を表するのでありますけれども、一般市民にはとうてい及びもつかない複雑さというものは、地方自治の本旨を実現すべき地方財政の趣旨に沿つものであるかどうか、私は非常に疑問を持つておるものでございす。もつと簡素化する道はないのだろうか、こういうことをお伺いしたいのであります。若問伝えられるところにありますと、地方財政の非常な専門家で、多年の経験を有する方々の間におきまして、もつとわかりやすく、そして大まかにやつても、今日のより精緻な制度と、結果においては大差ないのでないかという反省が起つておるやに聞くのでございす。これは戦後二十年、地方自治の歩みを進めてきたわけでありすが、このあたりで地方財政のあり方を根本的に考え直すか否かは、いかんどうか、このことをお伺ひたいのであります。

〇細野政府委員 あまり精緻に過ぎてわからないということが、よく実は地方交付税の算定について言われる点でございます。地方財政全体の仕組みといたしまして、住民に理解を得ながら地方財政の運営ができるというふうな仕組みは、制度的に考えます場合には、全部地方団体みずからの徴収する税をもつて財政運営を行なう、こういう仕組みになりますれば、一番住民との間に直結の関係を生ずるのではないかと、かように考えます。しかしながら、御承知のように、現実には地域的に

経済社会にいろいろの意味での格差があるわけでございます。租税を徴収いたします場合に、その地域の格差を全部カバーするような税制というものはなかなかむずかしいのではなからうか。御承知のように、税はいろいろの所得あるいは消費あるいは財産の所有、取引といったような行為、その他の課税客体に対して課するものでございすが、ひつきよりするに、最後は所得に対する租税力をいろいろの形でとらえるというのが税制であるわけでございます。したがって、地域的に経済格差が生じておきますと、どうしてもそこに所得上の格差が生じますので、税制だけでいまの三千五百の地方団体に全部それぞれの需要をカバーできるようなことは、実際問題として非常にむずかしい、まず不可能に近いだらうと思つております。そこで、それを補完する意味におきまして交付税制度があるわけでございます。交付税によりまして、その税収入の少ないところへも交付税が行くようにする、多いところには行かないようにする、こういう一つの調整をいたしておるわけでございます。ただ、その場合に、財源調整をするにあたりまして、近代国家が進んでまいりますと、いずれの地におきまして、この程度の行政の保障はしなければいけない。いなかはいなかでいいんだ、学校はきたなくていいんだ、古くさくてもいいんだ、教育程度は低くてもいいんだというわけにはまいらないわけでございます。ど、どの地帯におきまして、どんなへんびなところにおいても、教育について均等なる機会を得、かつそれに伴う財政需要を満足させていかなければならない。こういうふうなことから、交付税を地方に交付するにあたりましては、その需要をそれぞれ算定いたすわけでございます。その算定にあたりましては、教育については教育、民生については民生、衛生については衛生、こういうふうなそれぞれの行政項目ごとに、その必要とされる需要額を算定いたし、それと税収入との差を交付税で交付をいたします関係上、どうしてもその需要の算定にあたりまして、勢いこまかくなら

ざるを得ないわけでございます。御承知のように、日本の交付税制度は、世界的に見ても、非常に合理的、進歩的であるといわれておるわけでございますけれども、交付税配分にあつては、人口とか面積とかいうようなもので包括的に算定をして交付するといふのも、確かに一つの行き方だと思ひます。思ひますけれども、何しろ国全体が狭い国土であり、これだけ社会、経済、文化、通信その他の伸展に伴つて相互に共通的な要素を持つておりまして日本の段階におきましては、どうしてもそういう意味においてある程度の精緻さといふものも要求されるわけでございます。しかし、私どもも、できるだけこれに伴う事務の繁雑さを避け、そういうことによつて合理化、簡素化ということに常に頭をもちながら、行政項目ごとの測定が合理的にいくように考へておるのでござい

ます。今回の改正におきまして、先ほど補足説明で申し上げましたように、たとえば道路、橋梁といふようなものを従来分けておりましたので、それぞれ計算をいたしますときに、道路は道路の面積分、橋梁は橋梁の面積分と分けて計算しておつたのでございまして、そういうことを今回改めまして、道路一本でこれを算定していく。こういうふうに改めようといつておりますことも、そういう線をいささかも出そうという努力のあらわれである、こう御理解をいただきたいと思つてござい

ます。○河上委員 いま局長からる御説明がございまして、日本の地方財政制度、ことに地方交付税制度は世界に冠たるものであるというふうな、自信に満ちた御答弁があつたわけでございますが、参考までにお伺ひしたいのでございませうけれども、近代化的な国家においては、というふうなお話でござい

ましたが、一体諸外国ではどうなつておるのか。イギリスでは、聞くところによりますと、もっと簡単な仕組みでまかなつておるといふ話もあるの

のでございませう。地方財政につきまして、イギリス、アメリカ、西ドイツ、フランス、大体この四

国である程度世界の大勢はわかると思ふのでございませうけれども、こういう四国における現況といふものを御参考までに伺つておきたいと思つてござい

ます。○細野政府委員 外国の地方行政あるいは地方財政制度と日本の場合を比較するときに、一番大事なこととは、行政の地方分権がどの程度行なれておるかといふことにあるかと思ひます。私は、いろいろ議論はございするけれども、日本が一番たくさん府県、市町村に仕事をやらしているのだと考へております。

そういつた前提はございするが、税、財政制度自体から見てもいりますと、いま例が出ておりました、イギリスにおきましては、御承知のように、市町村というか、日本のいわゆる地方団体に当たりますものの財政は、たつた一つの、日本ではいへば固定資産税に当たるような税だけでござい

まして、あとはほとんど国から調整金を渡す。その調整金の渡し方は、だんだんと個々の補助金から包括的な補助金に移りつゝある、こういう状況でございまして、日本のように相当程度の地方税収入を持つておる国とは多少行き方も違つておるのでござい

ます。それから、日本の場合は、御承知のように、戦後のいろいろな経緯から、アメリカ的な制度がかなり入つておると思ふのでござい

ますが、アメリカにおきまして、アメリカのカリフォルニアにおきまして、日本のようなこういう包括的な地方交付税制度はござい

ませんで、わずかに教育にのみまして交付税制度といひますか、平衡交付金制度といつたようなものがとられておる程度でございまして、むしろ勧告をしたアメリカの視察団自体が、日本の包括的な交付税制度に感嘆をしたといふようなことも、私はうわさに聞いておるのでござい

ます。○河上委員 今日、地方自治というものは非常に中央統制的な行き方を持つておるのでござい

ます。ただ、ここにおきましては、税制度等において、御承知のように多少違つておりまして、州で取つた税を連邦に納めるといつたような点、これは財政の前提となりまして、また連邦と州政府といつたような、日本と違つた行政仕組

みからきておると思ふのでございませう。○河上委員 いまのお話では、日本の地方財政制度は非常にすぐれておるといふお話でござい

ますが、にもかからず、現在こういう非常に大きな問題を生んでおるわけでございます。その一つの原因は、シャープ勧告案でそういう制度は取り入れられたけれども、十分な財源の裏づけがないといふことと、もう一つは事務の再配分をその際

に行なわなかつたといふことに原因するのではないかと、こういうふうに思ふのでござい

ます。いまの四カ国の状況につきましては、いまのようなお話だけではまだ十分わかりたい点もあつたので、できま

す。○細野政府委員 先ほど申し上げましたように、行政の事務配分といふ前提がいろいろ違つておりますので、なまの資料だけでは比較が困難かと思ひますが、一応国と地方におきまして税源の分配その他、手元にあつたものを資料として提出させていただきます。○河上委員 今日、地方自治というものは非常に危

険であるといふことは、もはや自治省の内部でも通説になつておるよう

でございまして、先日の本委員会において細谷委員から紹介されました論文の中では、絶対的危機といふ表現さえ使われておるわけ

でございますが、その危機の焦点になつておるものが地方財政でありまして、また、その地方財政の危機が一番集中的にあらわ

れておるものが都市財政の赤字であるといふふうに私は考へるの

でございませう。地方交付税の体系の中では、大都市というものは一般に富裕団体とされておるわけ

○伊東政府委員 地方財政の充実という問題は、なかなかむずかしい問題でございまして、これを中央からどの程度に充実していこうかというところは、なかなか重要な研究問題でございまして。しかし、現在におきましては、相当の力をこれに注ぎ込まないと、地方財政はやっていけないという現状でございまして、その配分については常に財政当局におきまして研究をいたしてある次第でございまして。

○河上委員 そういう抽象的なことではなくて、もう少し具体的な御答弁をいただきたいのでありますが、たとえば法人税、所得税の移譲などというよりなことにつきましては、大蔵省ではどういうふうにお考えか、ちよつと伺いたい。

○秋吉説明員 地方と国の税財源配分の根本問題の御指摘かと思ひます。これは先ほども自治省から御答弁があつたと承つておりますが、やはり事務配分を前提として、その上に立つてしかるべき税財源の配分をするということではないかと思ひます。そこで、問題は、税財源の偏在の調整の問題とか、地方交付税制度の問題とか、あるいは国庫補助金制度の問題とか、いろいろな基本的な問題にかゝる問題でございまして、今後とも大蔵省といたしましては自治省と相談いたしまして慎重に検討いたしたい、このように考えます。

○河上委員 いまの各政府委員の方の御答弁では、とうてい、いま爆発的に起こつております大きな都市化現象というものは十分対処できないのじやないかというふうに考えるのでございまして。最近、政治的な動きといたしまして、各党とも、都市問題こそ現在の日本の重大な問題であるというところに着目してあるのでありまして、いまのようないふやうとした態度では、とうてい事態の解決はむずかしいのじやないかというところをおそれるのであります。ことに、私が申しましたやうなことにつきましては、いわばこれはしうろと議論ではないかというように感じておられるのではないかと思ひますけれども、いま、むしろ必

要なのは、そうした素朴なしうろと議論の中にある真理というものを、もつとまじめに取り上げる必要があるのではないかというふうに私は考えておるのでございまして。

先般来、わが国に、東京都の都知事の招待で大都市問題の診断のために呼ばれて東京に来ておりますロブソン博士の近著、見解によりますと、地方財政問題に就いて次のようなことを申しまして、自主財源というものが最低五〇％に達しなくては地方自治の実態はないのだということを非常に強調しておられるのであります。ロブソン博士の著書の翻訳が出ましたに際しまして、日本版に対する序文を贈つておられるのでありますけれども、その中に次のような一節があるのであります。「最後に地方財政の問題がある。いかなる法律が制定されようが、十分な地方税源の裏付けなしには、地方自治はその効率を発揮できない。英国の地方政府は、平均すればその収入の半分以上を地方税ではなく、中央政府の補助金から得ている。私は、同様な状況が日本にもおきてゐるのを知つてゐる。中央政府に対するそのような過度の財政的依存は、自治体の自由と独立の根底を危くするものである。」というようにことを述べておられるのであります。私はこの意見に非常に賛成するのでありますけれども、こうしたロブソン博士の意見も、やはりしうろと議論であるというふうにお考えになるかどうか、政府の御見解を承りたいのであります。

○細野政府委員 私はロブソン博士の、いまお読み上げになりました部分について承知をいたしておりますが、新聞その他で見てまいりますと、日本の現状に対してなかなか含蓄のある発言をしておられるのでありまして、その内容は、単に財政問題のみならず、行政、財政を通じていろいろの参考になる意見を發表しておられるわけでありまして。私もこれについては今後十分研究をして、いいところは取り入れるように努力をしなければならぬ、かように考えております。

○河上委員 地方財政制度についての政府の皆さ

ま方の御見解については、はなはだ不足でございすけれども、ただ、最後にここで強調しておきたいのは、地方自治二十年の歩みを経た今日、非常に重大な転換期に直面しているということにございまして、それに対処するためにはかなり思い切つた対策が必要である、態度の変更が必要であるということをお私にここで申し上げておきたいのでございまして。

次に、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案につきまして、二、三の点をお伺いしたいと思ひます。

本年度の地方財政措置における問題点は大体二つあると思ひますが、その一つは、第一次地方制度調査会の答申をいかに実現していくかということ、いま一つは、前年度の臨時応急の地方財政措置の事後処理の問題であると思ひます。そこで後者につきまして、特に大蔵省、自治省の御見解をいただきたいのであります。私は前年度のことにつきましてはあまり詳しく承知いたしておりませんが、ただ記録によつて見ていただけてございすけれども、臨時地方財政交付金につきましては、昨年度の本委員会における附帯決議あるいは大蔵大臣、自治大臣からお約束もあつたので、この点特に明確な御答弁をお願いしたいのであります。大体地方団体といつたしましては、このような臨時的な措置では非常に不安でありまして、来年の計画にも支障を来すのではないかとおそれるようであります。

そこで、次の四点についてお伺いしたいと思ひます。

第一点は特別事業債、本来交付税でやるべきもの九百十九億のうち、交付団体分としての七百六十億に対する元利償還分として五十三億あるわけにございすけれども、これが単年度措置、本年度限りとなつておりますのはどういふわけでありましょか。ことに前年度の衆議院本地方行政委員会審議の過程で、事業債については国の責任において元利償還をすべきではないかという質疑がなされまして、それに対し自治大臣から、地方財

政を圧迫しないような方法で必ず処理するということをお申されておりますし、また今回も、四十三年度以降につきましても地方に迷惑をかけないやうに措置するといふやうな意向があるやうに聞いてゐるのであります。この点につきまして明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 特別事業債は一般財源を削つて去年措置をいたしたのでございまして、その分の元利につきまして私どもは全部補給をするやうにという要求をいたしました。しかし結果は明年度だけということ、四十三年度以降の問題は後日に残されました。私どもも非常に自分の力足らずと思つて、不満足に思つております。たまたま四十二年度がまだ利子だけの支払ひしか始まらなかつたといふような事情もあつたやうに思ひます。そういう措置になつたのであります。今後どうしても四十三年度以降もこの元利補給が完全にできましょうに私どもは努力をしたい、かように考えております。

○河上委員 大蔵省のこの問題に関する御答弁をいただきたいと思ひます。

○秋吉説明員 四十二年度の地方財政は、御案内のように、四十一年度に比しましてはかなりの好転を期待できるのではないかと思つております。しかし、なお一そうの地方財政の健全をはかる趣旨からいたしまして、御審議を願つております。うに、臨時地方財政交付金といたしまして百二十億の財源交付をいたします。また恒久的な自主財源という意味合いからいたしまして、たばこ消費税の引き上げをいたしたわけでございまして。そこでこの百二十億の臨時地方財政交付金の中、特別事業債の利子支払ひ財源に充てるため、臨時でございまして、五十三億円の措置をいたしておることは御指摘のとおりであります。そこで四十三年度以降の問題はどうなるかということ、それから臨時措置ではないかということにございす。要はこれによりまして地方公共団体の財政運営に特別の支障がないやうにということで、今後とも私ども将来の措置を検討いたしたい、か

ように考えております。

○河上委員 この問題は特別事業債が設置せられ
ました本来の経過から見まして、元利償還は国で
責任をとるという方針が当然である、あまりにも
当然である。単に何とか努力したいというだけで
はなく、この委員会におきましてそうした方針を
明確にするということが、本年度におけるこの地
方行政委員会の一つの重要な仕事ではないかとい
うふうに思っております。ひとつそのようにせ
ひとも努力していただきたい。次官にその点につ
いての御確約をいただきたいと思っております。

○伊東政府委員 この点、自治省当局におきまし
ても、明年度から一切迷惑はかけないように努
力をいたす方針であります。

○河上委員 迷惑というのは非常に抽象的な表現
でありまして、先ほどから細部財政局長が世界に
冠たるものとして誇った、精緻かつ合理的な地方
財政を論議している場としてははなはだふさわし
くない表現であると思えます。そういう迷惑とい
うことではなくて具体的に「元利償還は国で責
任をとる」というあまりにも当然なことを明確にで
きないということにははなはだ遺憾でありまして、
私が最初に申しましたのも、非常に部分的には精
緻かつ合理的であるにもかかわらず、全体として
はたして合理性を持つておるか、科学性を持つて
おるかという点について非常に疑いを持ちまし
たのも、一つはこういう点があるからでございま
す。ひとつ、どういう方法でというよりも、いま
言ったような方針を明確にするように努力するとい
うことをここで約束していただきたいのであり
ます。

○伊東政府委員 いま、迷惑をかけないというこ
とが抽象的なこととございしましたが、これは
元利償還につきまして責任をとっていかうとい
うことでございします。

○河上委員 いまのような押し問答をしても切り
がないようではございしますけれども、これは本来、
そういう元利償還は国でやるという方針を確立す

ることが先決でありまして、元利償還計画という
ようなものも全く明らかにされないで、ただ単年
度限りを繰り返すという点も非常に問題がある
というふうに思っております。その償還計画に
つきまして、いまだ資料が出せないならば後ほ
ども待つてございしますが、ひとつ資料を提出
するように要求したいと思えます。

○細部政府委員 特別事業債九百十九億円の元利
の償還額は、全体といたしまして申し上げますと、四
十三年度で百四十四億七千万、四十四年度は百二
十七億二千万、四十五年度は百二十三億四千八百万、
四十六年度は百十九億八千六百万、四十七年度は百十
六億二千三百万、四十八年度は百十二億六千万、
四十九年度は百八億九千七百万、五十年は百五億三
千五百万、五十一年は百一億七千二百万、五十二
年九十八億一千百万、五十三年度は九十四億四千
八百万、五十四年度は九十億八千五百万、五十五年
が三十七億五千六百万、五十六年度が三十七億五千
六百万、以上であります。

○河上委員 ただいま償還計画を伺ったわけでござ
いしますが、これの元利の内訳というものは大体
わかっておりますか。

○細部政府委員 ただいまの元利の合計でござ
いまして、内訳はいまちょっと手元にございませ
ん。

○河上委員 それでは、後ほどその資料を出して
いただくようにお願いしたいと思っております。

○龜山委員 細部財政局長、いまの河上君の御
要求はいいですか。

○細部政府委員 提出いたします。

○河上委員 第二点といたしまして、去年の第三
種特例交付金五十億の交付団体にかかわる四十二
年度の四十二億についてでございますけれども、
この問題につきましても、ただいまと同様今後の
措置、また四十二年年度限りとなっているのはどう
いうわけかということにつきまして、自治次官の
御答弁をいただきたいと思えます。

○細部政府委員 これにつきましても、実はたば
こ消費税で補てんするようという要求をいたし

ましたが、話がまとまりませんで、本年度は交付
団体、こういうことで本年度の臨時の措置にいた
したわけでございします。したがって四十三年度
以降につきましても、この税の収入の推移、地
方財政全体を見て措置を検討しなければならぬと
考えております。

○河上委員 わが党の立場から申しますと、それ
は承服できないのでございします。(わが党は「や
ない、国会だ」と呼ぶ者あり)国会の立場からとい
う先登委員からの話がありましたが、まさにそ
のとおりでございまして、こういう問題につきま
して常に単年度措置という点を繰り返すことは、
地方団体としては非常に不安であるということが
いえるのでありまして、ぜひともこれにつきまし
ては長期的な方針というものを今年度において明
確にする必要があると思えます。その点につき
まして重ねて御答弁をいただきたいと思えます。

○細部政府委員 私どもも一つ一つの案件を恒久
的な形で処理したいという気持ちは強く持つてお
ります。ただ本年度におきましては、こういった
ような財政の事情、経済界の事情の急進展といっ
たようなこともございまして、かつ恒久的な措置
についての政府内部における話し合いがまとまり
ませんために、不満足ながらこういう形になって
おることは私も非常に遺憾に思っております。
しかし先ほど来お答えいたしましたとおり、明年
度におきましてはこれが措置を恒久的に処理でき
るよう私どもとして最大の努力をいたしたい、か
ように考えております。

○河上委員 ひとつ何としても四十三年度以後に
おきましてはそういうことをぜひとも実施するとい
うことを今年度において明確にしたいでございま
す。

第三点といたしましては、本年度の第二種交付
金として、道路目的財源として二十五億計上され
ておるのでありますけれども、私も非常にしろう
うものかもしませんが、道路新五カ年計画とい
うものが一兆一千億円というふうにいわれており
ますのに対しては財政措置としては、あまりにも

貧弱に過ぎるのではないかと、こういうふうに感ず
るのであります。またこの第十一次地方税財政に
関する答申の第三、地方税の中に述べられており
ます趣旨から言いましても、四十二年度限り、単
年度措置というのは少しおかしいのではないかと
思っておりますが、この点に関する自治次官の
御意見を伺いたい。

○細部政府委員 道路五カ年計画は、いま政府に
おきましては総額を六兆六千億にするという方針
だけ実はきまつておまして、中身は目下策定中
でございします。おそらく秋ごろにはできる運びに
なろうと思えます。したがって、その公共
事業分の地方負担がどれくらいになるかといっ
たようなことは、現段階では未確定でござい
ます。あわせて、単独事業の財源に対する措置も必要で
ございします。五カ年計画策定の際に地方の道
路財源をどう確保するかという問題を処理したい
と実は考えております。本年度も、そういった五
カ年計画に関係なく地方に道路財源を増強するとい
うようなことも一つの方法であろうというふう
に考え、いろいろ折衝もいたしたわけでございま
すが、何ぶんにも具体的な数字にならないため
に、臨時的措置ということに終わつたわけでござ
いまして、これも先ほど申し上げたような五カ年
計画策定の際の重大な検討事項である、かように
考えております。

○河上委員 道路計画の緊急性ということを考え
ますと、いまのような御答弁ではたして実際に問
に会うかどうか、非常に懸念するわけでございま
すが、この地方制度調査会の答申によりまして、
この問題につきまして「国と地方団体間における
道路目的財源の配分割合を変更する必要がある。
このため、国から地方団体特に市町村に道路目的
財源の移譲を行なうとともに、道路整備計画の改
定とも関連し軽油引取税等の増強について必要な
措置を講ずべきである。」というようにことが述
べられておるのであります。この点に關しまして、
自治省並びに大蔵省の見解を承つておきたい
と思えます。

○細野政府委員 道路が国道、府県道中心から市町村道へ移つてきておるといふことからいまして、私もその答申の考え方全面的に賛成でありまして、その趣旨の実現につとめたい、かように考えます。

○秋吉説明員 道路の問題につきましては、自治省、大蔵省のみでなく、建設省の立場ということがあるのは御案内のとおりでございます。建設省の意見といたしましては、私、公式にはどうかと思ひますが、やはり補助方式というこの考え方があるように承つております。そういう問題もございまして、特定財源を均一にするという問題につきましても、地方制度調査会の答申につきましても、その御趣旨については私もわからぬわけではございませんけれども、私もまたいたしましては、そういう道路五カ年計画なら五カ年計画の実施について、投資可能資金量といった問題もやはりあわせて検討する必要があるのではないかとと思ひますが、いずれにいたしましてこの問題は重要な問題でございまして、道路五カ年計画の具体的な内容が策定される段階におきまして、道路財源の問題は、自治省、大蔵省、建設省ともども検討していただきたい、かように思つております。

○河上委員 いまの御答弁では、どういふ方法でやるか、またどういふ時期にやるかといふことはなほ不明確でございます。ただ、この趣旨はけつこうだけれども、ということになりかねないように思ひます。何といつてもこの二十五億という食料な財政措置というのには解せないでございます。ひとつこの点につきましてはさらに本委員会の質疑を通じてもう少しはっきりさしていただきたいと思ひますが、次の問題に移ります。

最後に、先般この地方行政委員会でも地方税法に關連いたしまして附帯決議がなされました。課税最低限に關する附帯決議がなされたのでございすが、こうしたことに伴つて地方税の減収が予想されるわけでございます。こういう問題につきま

して完全に補てんする意思があるのかどうか、また控除額を一万ずつ引き上げをいたしますと、三百億減収が見込まれておるわけでございますけれども、こういう問題につきまして、自治省はどういうふうに考えておるか、御見解を承りたいと思ひます。

○細野政府委員 課税最低限の各種控除の引き上げを一万円ずつやるとすると、約三百五十億ほどの減収が見込まれる。別途、明年度におきましては、本年度所得税で実施された給与所得控除の適用段階になりますので、その分も三百億くらいあると聞いております。したがって、税負担の問題も十分検討しなければならぬと思ひますけれども、地方財政がやはり円滑にけるように、私も私としては財政全体としてこれを見て処置をしていかなければならぬ、かように考えております。

○河上委員 いまのお話にもございましたが、給与所得控除引き上げに伴う分を入れますと六百億になるわけですが、それについて完全に補てんする考えであるというふうにいふの御答弁を理解してよろしいでしょうか。

○細野政府委員 明年度の財政状況がどうなるか、まだちよつと見通しがつきません。したがって、ことごとく同じであるとはいはれませんが、減収分だけについては何らかの補てんの措置が必要だろう、かように考えます。

○河上委員 いまのような御答弁でございますと、最初に局長が言われたような精緻、合理的といふことから見ますとはなほ遠い御答弁でございます。今後われわれとしてはもう少し明確な御答弁をこの委員会においていただかなければならぬように考えておるのでございます。

はなはだ御答弁には不満の点もあつたけれども、時間のこともございまして、何ぶんにもいま地方財政が非常に窮乏し、地方財政の窮乏化といふことが一つの大きな原因となつて、地方自治そのものが非常に危機に直面してある。加えて、国の出先機関の拡大あるいは公社、公

社の増大というよりなことを通じまして、地方自治は絶対的危機という表現が用いられるような状態になつておるのでございまして、いま起こつていますような種々の点につきまして、ひとつ地方財政が一そり大きな負担に苦しまないよう善処を期待いたしまして、私の質問を一応終わりたいと思ひます。

なお、いま申しましたような諸点につきまして、さらに同僚委員より追及していただくことにいたしまして、いま答弁の中ではなほ不明確な点につきましては、ぜひとも今後この委員会において明確なる答弁が得られるようにこの委員会全体として考えていきたいと思ひますのでございまして、ひとつ何とぞ自治省の御健闘をお祈りいたしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わりたいと思ひます。

○亀山委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。太田君。

○太田委員 財政局長、いま河上さんの質問の中でどうもわからない点があるので、関連してお尋ねしますけれども、都市下水ですね。下水の關係というのは、緊急整備法等、法体系が整備されてきますと、これは普通化してまいりまして、事業費などというのには急ぐ必要はないと思ひます。それに対して自治省としては、この事業費に対してどういふ割合の想定をしてあるか。補助金、自主財源、どうでありましょうか。これは今後都市下水に対してどういふ割合を想定して今後交付税というものの算定をするとか、基準財政需要額に繰り入れるとかあるいは起債を考えると、そういうことがあるでしょう。ですから基本的な考え方を聞いておきたい。

○細野政府委員 今回、本年度から下水道につきましては御承知のとおり国庫補助率が引き上げになりました。かつ下水の五カ年計画と申しますか、そういうものも策定して充実はかりたい、こういうふうな考えでおります。そこで、御承知のように下水道につきましては補助事業分、単独

事業分、こういった問題もございまして、また単公營的な企業部分と一般会計的な部分もございまして、設例をもつて申し上げますと、全体でかりに六十億という事業費であるといはしますれば、そのうち半分の約三十億が補助事業、残りの半分の三十億が単独事業、補助事業の三十億に對しましては国庫支出金が十二億、それから受益者負担金として五億、残りの十三億が市町村負担、その十三億のうち九億分につきましては地方債を充てる、四億分につきましては一般財源で交付税によつて措置をしていく。それから単独事業分につきましては、三十億のうち受益者負担分が五億、残りの二十五億が市町村の負担でございまして、そのうち二十億を地方債、あと五億を一般財源で措置をする、こういうふうな措置のしかたをいたしております。

○太田委員 いまのお話から見まして、六十億の事業費の都市下水の計画にしました場合、受益者負担というのとは両方十億、こういうことをいふとおつしやいましたが、この程度では私は済まないと思ひます。實際あなたの方の計画は、十億なら十億だとしてかりに聞いてみましよう。そしてあとは一般財源というのが五億と四億で九億、大体見合つたものでないか。地方債が九億に二十億、約三十億ですから、これは半分地方債によつてまかなうということですね。そうするとその地方債については、今後利子並びに償還は交付税の中に、基準財政需要額の中に入れて見ていただけたらいいか。これは全然だめですか。

○細野政府委員 この地方債の償還財源としては、一部は料金改定によつて措置をすべきものがございまして、一部はいわゆる一般財源によつて措置をすべきものがあるわけですね。一般財源によつて措置をすべき部分については、交付税の需要額としては見ておりません。

○太田委員 それから、自治省で今度下水道整備五カ年計画がございまして、これは指定制度でしよう。指定をするわけですから、全部入れるなら指定をするといふことは必要ないわけですから、こ

○太田委員 申し合わせをしてあるということ
は、経済企画庁長官や厚生大臣、建設大臣が相談
するのではなくて、自治大臣もその中に入るとい
うことですか、だれが申し合わせるのですか、相
談をするのですか。

○細野政府委員 建設大臣が自治大臣に相談をす
るということです。

○太田委員 それはどうして法文の中に入らな
かったのですか。それは任意でやるわけですね。

○細野政府委員 法文の中には入っておりません
けれども、そういう両省庁の約束をいたしてあり
ます。

○太田委員 約束であるとか了解事項であるとい
うことで、私どもははじめにそれが行なわれるこ
とに別に異議を差しはさむわけじやありませんけ

分的にパイパスをつくりながら、それを結んで、早急に第五次五カ年計画の中で第二東海道までつくる、この揮発油税というのもその一つに使われるというので、別にとやかく言うわけじやありませんけれども、県市町村道、地方道の問題については、さらに非常な増強が迫られておるときに、たとえば指定都市に対して道路譲与税四千四百円、二万八千七百円の一五%、そればかりのつみ込み金のような金額で指定都市にしたところでどうにもならないのじやないだろうか。思い切つて、ガソリン税についてはひとつ配分を再検討、してみると目が目の前に来ている。この国会でやらなければならなかつたと思うのですが、それが出なかつた。出なかつたがこうするつもりだ、指定都市についてはいまの四千四百円を倍額くらい

れども今後の都市下水という問題について、環境衛生に關係する諸事業については、自治省はもうちよつと新しい事業として交付税などを考える場合におきましても、起債の将来の計画を考える場合にしても、財政計画の中でひとと十分練つていただきたいと思うのです。実際はたいへん負担になると思うのです。

それからもう一つわからなかつた点は、ガソリン税の問題です。これは指定都市にはいっているのですが、市町村にはいなくて、二十五億しか大蔵省は認めてくれなかつた、こういうわけなんです、これはいかがなものでございますか。指定都市そのものが、実はいま河上さんのおっしゃつたとおり、都市再開発のために非常に困つていらつしやるとするならば、いまのレートを引き上げる

にするとか、あるいは指定都市以外の市町村にも譲与するのだとかいう基本方針くらい固まっているときだと思うのですが、ほんとうの腹の中は太体きまつているのでしょうか。これは来年のことも考えなければならぬから、もし大体の素案があるのならこの際発表していただきたい。責任追及はしませんよ。

○綱領府政委員 地方道路財源、特に市町村の道路財源を増強したいということにつきましては、私ども自治省としては考えは十分固まつております。ただ先ほど申し上げましたように、五カ年計画の具体的な内容がまだきまつていない。それに財源の関連をいたしまして、補助政策でいくかいかないかといつたような問題もございます。したがって、それだけ政府内部で十分な折衝と検討を続け

ということとは当然必要なことだと思ひます。これは将来何か具體的な見通し……。

○細郷政府委員　今回の二十五億圓は、指定都市、いわゆる大都市にも市町村道の延長に依じて案分をいたします。したがひまして、二十五億は指定都市にいかないということではないわけであります。

なお指定都市につきましては、御承知のように国道、都道府県道の管理権がございますので、こ

ない」と結論が出てこないと思いますが、私どもとしては基本の線で大いにかんばっていきたい、かように考えております。

○本田委員　今国会におきまして、交通安全対策特別委員会というのが別にてきて、交通安全対策はそちらのほうでいろいろ議論されております。

建設省もそれから大蔵省も、ともに安全対策の財源については十分な配慮がなされているかのごとき趣旨の答弁がなされておるわけです。ところが

現実には、何も全部補助金によつて道路の立体交差ができるわけじゃない、全部補助金によつて歩道橋ができるわけじゃない、あるいはまたでこぼこ道の舗装ができるわけじゃないということになれば、道路財源の問題は大問題だ、人命尊重の一番大事な財源の一つじゃないかと思うのです。ところが、それがこの際明らかにされておらない。今度の地方交付税法の一部改正に対する御説明の中にも、特にそれに力点が置いてあるように思われる節々が認められない。それから大蔵省のきょうの主計官のお話でも、四千四百円、この地方道路舗装と税の税率の問題については、いますぐ引き上げる、来年度からこれだけにすると、か、本年度はこれだけにするという引き上げの御意向は示されていない。一般市町村道については二十五億円のつかみ金だ、こういう点からいって、交通安全対策を強力に推進しようとする——きのうから交通安全運動に入っているが、あちらこちらで歩く道がないから人間が死んでいく。歩く道がないから車道を歩くでしょう。あれは車道を歩くのではないのです。本来道路というのは人間が歩くためにつくつたのでしよう。そこに割り込んだのが自動車じゃありませんか。だから人間を中心にして、自動車を排除すればいい。自動車というものは遠慮してもらうようにしなければ人間の生命は守れない。そのためにいまの狭い道では、あるいは舗装の悪い道では、そうあまり目にかど立てたことも言えない点がありますから、そこで建設省は道路改良第五次五カ年計画に取り組まざるを得なくなつた。それならば県、市町村も同じことでしよう。その財源はどうするのだという問題になつてくれば、揮発油税の四千四百円を倍額にするくらいのことはいさぐさ常識的な話じゃないか。それさえ今日明言ができないということ、地方はどうして本腰を入れてその道路整備計画に取り組めるかと私は思うのです。先ほど河上さんは、面積とか人口とか大ざっぱな外形から交付税を出したいじゃないかということをおっしゃつたが、私も、それくらいの幅を持たせ

てもいいと思います。細郷さんのおっしゃる巧緻ということは、巧は巧みということだが、緻は遅々たるの遅じゃない、こまかいという字でしょう。そうこまかいところを見ていて、いまの大道革命、交通革命の時代に対処できるのか。何か明快な道路拡充の財源を、あなたたちが大胆率直にこうだと言つていただくような方針はないでしょうか。

もう一度重ねてお尋ねしますが、指定都市に対する道路舗装と税の税率四千四百円を倍額に引き上げるといふことは、本年度はいかなかつた、来年度はその可能性があるとわれわれは理解しておいてよろしいですか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、十分努力をいたしたいと思ひます。

○太田委員 主計官、同意見でございますか。

○秋吉説明員 道路五カ年計画策定の際に、建設省、自治省、大蔵省ともども検討いたしたいと思ひます。

○太田委員 期待にこたえていただきたいと思ふ。これは一億国民の命を守るといふ悲願ですよ。国民は合掌してあなたたちのほうに向かつてゐる。この気持ちを忘れないでいただきたい。終わります。

○龜山委員長 次会は明二十四日午後一時三十分から委員会を開会し、参考人として、武蔵大学経済学部教授小沢辰男君、大阪府立大学名誉教授藤谷謙二君、全国知事会代表、石川県知事中西陽一君、全国市長会相談役、甲府市長鷹野啓次郎君及び全国町村会常任理事、徳島県藍住町長徳元四郎君の御出席を願ひ、内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案、及び内閣提出にかかる昭和四十二年度の地方財政特例措置に関する法律案の両案の審査を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会